

平成31年2月21日
総合教育会議資料
教育部学校教育課

教職員の多忙化解消の取り組みについて

1 現在の取り組みについて

- (1) 勤務時間の把握・超過勤務80時間を超える教職員の報告
- (2) 部活動休養日等の設定
- (3) 夏季休業期間学校閉庁日の設定
- (4) 教職員の職務を支援する人材の配置
 - ① 市費での配置
教育支援相談員（5名）、ICT支援員（5名）、英語活動支援員（4名）
学校司書（2名）、特別支援教育支援員（30名）
 - ② 県費での配置
図書ボランティア（1名）、スクール・サポート・スタッフ（1名）
- (5) 通知表及び指導要録の電子化

2 校務支援ソフトの導入について

- (1) 校務支援ソフトの主な機能
教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などの校務情報を一元管理するとともに集計・出力等を行う機能を有するシステム
- (2) 県教育委員会の動向
 - ① 市町村立学校「統合型校務支援システム」の在り方検討協議会の立ち上げ
 - ② システム導入時期
2020年度 先行運用開始（2019年度に契約して運用準備）
2021年度 本格運用開始（2020年度に契約して運用準備）
 - ③ 市町村負担
初期費用450千円（一校あたり）、次年度以降費用356千円（一校あたり）
※ 学校訪問サポート、データ移行等の費用は別途必要となる。

3 部活動指導員の導入について

- (1) 部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2）の職務
校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。
- (2) 部活動指導員配置促進事業
 - ① 部活動指導員の報酬・賃金等は、国・県・市町村が1/3ずつ負担する。
 - ② 報酬・賃金等は、1,600円/1時間を上限とする。